

被相続人居住用家屋等確認申請書

記入例

申請者 住所 兵庫県西宮市西宮浜3丁目4番地

氏名 西宮 一郎

電話 0798-35-0002

住民票の記載のとおり  
氏名・住所をご記入ください。

日中連絡のつく電話番号を記載。

申請者が、当該家屋が「相続の時から取壊し、除却又は滅失の時まで事業の用、貸付の用に供されていたことがないこと」(租税特別措置法第35条第3項第2号イ)、当該敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」(同号ロ)及び「取壊し、除却又は滅失の時から譲渡の時まで建物又は構築物の敷地の用に供されていたことがないこと」(同号ハ)、当該家屋が「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)の居住の用に供することができない事由として政令で定める事由(※1)(以下「特定事由」という。)により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合(政令で定める要件(※2)を満たす場合に限る。)における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用(以下「譲渡前居住の用」という。)を含む。)に供されていた家屋」(同条第4項柱書)及び「相続の開始の直前において当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋の居住の用に供されていた者がいなかったこと」(同条第5項柱書)に該当すること(※3)を記載してください。

(※1) 通称住所(住居表示)と地番の両方を記載してください。

閉鎖事項証明書(建物)から  
・家屋の建築(新築)年月日、増築年月日  
・家屋の取壊し年月日を転記してください。

申請被相続人居住用家屋及びその敷地等(※3)の所在地 (敷地の所在地番)	(住居表示) 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号	(地番) 100番、95番2
申請被相続人居住用家屋の建築年月日(※4)	昭和46年10月1日新築 昭和55年6月10日増築	家屋の取壊し、除却又は滅失(※5) 令和4年3月1日
被相続人の氏名及び住所	(住所) 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号 (氏名) 西宮 太郎	住民票の除票から、亡くなられた方の氏名・住所・死亡日を転記。 申請者からみた続柄は父、母等を記載。
相続開始日 (被相続人の死亡日)	令和3年9月14日	譲渡日(※6) 令和4年4月14日
申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の取得をした他の相続人の氏名及び住所 ※書ききれない場合は別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 家屋 (住所) 兵庫県神戸市中央区上山手通1丁目1番1号 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地等 (氏名) 西宮 二郎 <input checked="" type="checkbox"/> 家屋 (住所) 高知県梼原町梼原2021番地7 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地等 (氏名) 西宮 三郎	譲渡日は、全部事項証明書(土地)から所有権移転年月日を転記してください。

(※3) 申請被相続人居住用家屋及びその敷地等の取得をした他の相続人の氏名及び住所を記載してください。

(※4) 申請被相続人居住用家屋は、昭和56年10月1日以前に建築された家屋は、昭和56年10月1日以前に建築された家屋の建築年月日を記載してください。

(※5) 申請被相続人居住用家屋の閉鎖事項(閉鎖事項が確定した解体日等)を記載する。

(※6) 申請被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡は、相続開始日から起算して同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間にしたものに限り、譲渡の日が令和4年4月14日であること(※6)を記載してください。

該当する箇所に☑を付け、申請者以外の相続人の住民票の住所・氏名を転記してください。

被相続人居住用家屋等確認書

上記について確認しました。

※市区町村記入欄

確認年月日	年 月 日
確認を行った市区町村長	印